

(別添)

令和6年度事業報告書 正誤表

「令和6年度事業報告書【船員保険事業】(2024)」の内容に一部誤りがありましたので、以下の通り訂正させていただきます。

○令和6年度事業報告書【船員保険事業】(2024) 28 ページ

(5) 債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化

i) 保険証回収の強化

資格喪失した方の資格喪失後1か月以内の保険証回収率に係る KPI

誤	資格喪失後の受診を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、資格喪失日以降2週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知しました。 保険証の回収催告は新規発行が終了する11月末まで実施し、2024(令和6)年度中に資格喪失した方の資格喪失後1か月以内の保険証回収率は90.4%と、KPI(同回収率87.1%以上)を達成しました。 保険証の回収について、資格喪失届への添付を求める広報を展開し、引き続き早期回収に努めます。
正	資格喪失後の受診を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、資格喪失日以降2週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知しました。 保険証の回収催告は新規発行が終了する11月末まで実施し、2024(令和6)年度中に資格喪失した方の資格喪失後1か月以内の保険証回収率は90.4%と、KPI(同回収率88.8%以上)を達成しました。 保険証の回収について、資格喪失届への添付を求める広報を展開し、引き続き早期回収に努めます。